

ここでは、各人権施策についての基本的な考え方や施策を推進するに当たって重点を置く項目等を示す。また、提言で示された事業例を踏まえ、重点項目を推進していくうえで必要な具体的な取組項目を掲げ、これを推進していく。

1 教育・啓発

〔1〕人権教育・啓発について

ア 人権教育・啓発の目的

人権教育・啓発の目的は、生涯学習の視点から、乳幼児から高齢者に至るそれぞれの段階における多様な教育・啓発活動を通じて、市民一人一人が自らの人権の大切さを十分に認識するとともに、すべての人の人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権を尊重する行動がとれるようにすることにある。

つまり「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権が侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようになっているか」等についての正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが目的といえる。

最終的には、人権が尊重される社会環境の整備や仕組みづくりが行われることで、人権尊重の社会が市民自らの手で自立的に継続、発展することが望ましい姿といえる。

イ これまでの取組

本市における人権教育・啓発については、基本計画に示す方針の下、行動計画を中心に取組を推進してきた。行動計画は、国連の「人権教育のための国連10年行動計画」及び国の「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画の取組と協調し、本市において人権教育・啓発を総合的に推進することを目的として策定したものである。

行動計画には、人権尊重の精神のかん養及び理念の普及や各人権課題の解決のための取組などを掲げるとともに、第3章「人権教育の推進計画」において、実施、達成すべき78の具体的取組を掲げた。行動計画は平成16（2004）年12月に取組期限を迎えるまでに、計画に掲げた78項目の具体的取組については、計画期間中にすべての項目について着手、実施しており、実施計画という側面での目的は達成できたといえる。その中では、ワークショップ^{*}形式の啓発事業や市民公募事業などの新たな手法も導入しており、事業手法の拡大や充実という点で特に成果があったといえる。

また、「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」を平成14（2002）年5月に策定し、子どもたち一人一人を徹底的に大切にする本市教育の豊かな伝統を受け継ぎながら、「人権という普遍的文化」の担い手の育成を目的とした多彩な取組を展開してきた。

〔2〕重点項目

これまでの取組を踏まえ、今後、人権教育・啓発を推進するに当たり重点を置く項目を挙げる。

ア 人権教育

（ア）家庭教育

家庭における取組は、乳幼児期からの豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育むうえで重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である。

特に親自身が偏見を持たず差別をしないことなどを、日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから、親子共に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図る必要がある。また、子育てに不安や悩みを抱える親等への支援体制等の充実を図る。

（イ）学校等における人権教育

〔保育所・幼稚園〕

保育所や幼稚園においては、豊かに伸びていく可能性を秘めている子どもたちが、現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うことを目標として、「子どもの権利条約」を踏まえ、子どもを指導や保護の対象としてとらえるのではなく、保育の主体は子どもであるとの視点に立って、子どもの自主性や意欲を引き出し、子ども自身が選択することを重視した保育を行う。

〔学 校〕

人権教育は生涯にわたるものであり、学校だけでなく家庭、地域そして社会全体で取り組まれるべきものであるが、生涯学習の基礎を培う学校教育が、その過程において果たすべき役割は大きい。

学校における人権教育というと、ともすれば「人権とは何か」、「人権は尊重されるべきである」といった人権一般についての知識・理解を中心とした教育と受け止められがちであるが、本来、学校での人権教育は「自らの進路を切り拓き、自立して生活できること」また「人権の大切さを理解し、人権尊重を規範とした日常の行動を取ることができる子どもの育成」を目指し、学校におけるあらゆる取組を通じて行われるものである。

人権は個人の尊厳の保持と可能性の伸展であるという基本的な考え方に照らしても、すべての子どもはそれぞれに豊かな可能性を持っており、その可能性の最大限の開花を図ることが、学校教育における最重要課題といえる。

自ら進路を切り拓き、自立して生活するためには、社会の中でその個性と能力を発揮できるよう、確かな学力の定着と進路の保障に努めることが重要

である。

しかしながら、同和問題をはじめとする人権問題に起因する家庭・地域の教育条件の不十分さなど、本人の責に帰さない様々な制約により、個性や能力が十分に伸ばしきれていない子どもたちが存在する。常に目の前の子どもの実態から出発し、その実態を生み出している背景の理解のうえに立って、そうした子どもたちに焦点を当て、その主体的努力を引き出し、自己実現に向けた自立を支援する取組を推進していく。

また、人権の大切さを理解し、人権尊重を規範とした行動を日常化するためには、人権尊重という普遍的な視点に立った指導と、それぞれの人権問題の固有の歴史的経緯や社会的背景・課題を踏まえた指導が必要であり、子どもたちの発達段階に応じて、人権に対する認識をより深められるような指導を推進していく。

更に、学校において子どもたちが自ら人権について積極的に学ぶことは、自らの言動を振り返らせ、生き方を具体的に高めるとともに、子どもたちのそのような学ぶ姿に触れることが保護者に対する大きな啓発となっていることから、既に取り組んでいる事例も含め、今後も積極的に推進する。

(ウ) 社会教育

社会教育においては、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図る。特に、保護者の意識や行動は子どもの人権意識や行動に大きな影響を与えることから、学校等で行われる保護者対象の人権学習やPTAが取り組む学習活動に対し支援を行う。人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現われるような人権感覚を養うことが求められている。また、様々な事情で基本的な文字の読み書きを学ぶ機会が保障されなかった人が存在することについても、人権にかかわる問題として位置付け、その解決を図るための取組を進めていく。

施策の推進に当たっては、地域の実情に応じて、関係機関やNPO等と連携しながら、社会教育施設等を中心とした多様な学習機会の提供、子ども、高齢者、障害者等との交流の機会の充実や、市民の参加意欲を高めるような学習プログラムの充実、指導者の養成などを行う。

イ 人権啓発

(ア) 広 報

人権に関する市民への広報は、市民にとって人権の尊重や人権問題に気付き、人権意識を深めるための機会を作る手段として重要な役割を担っている。市民が知りたい情報が手に入れやすいこと、また、行政が対象に応じてきめ細かな情報発信、情報提供を行うことは、人権施策に限らずあらゆる施策の基本ともいえるものである。

広報は、広く市民に周知できるという点がメリットとして挙げられる一方で、

情報の流れが一方的であることが多く、効果が目に見えにくいことや、情報格差が生じるおそれがある。また、市民一般を対象とすることが多いため、対象を絞ったより効果的な発信が行いにくいことなどがデメリットとして挙げられる。

広報においては、関心が薄い市民に対していかに効果的に働きかけるかという点を重視して行う。

a 情報発信の強化（ITの活用）

従来の広報媒体も含め、多様な手法を用い、より効果的な広報活動ができるよう、庁内の調整機能を高め、市全体の広報活動を戦略的に行う。

また、近年の情報通信技術（IT）の発達は見ざましいものがあり、インターネットを利用した情報収集、情報発信は急速に市民生活に定着しつつあるといえることから、そのメリットが期待できるものについては、情報通信技術の積極的な活用を図っていく。

インターネットが主に若年層を中心に定着していることから、関心が薄いとされている若年層への働きかけという面でも効果が期待できると思われる。

具体的な取組項目

◆人権施策に関する総合的な情報を提供するホームページの開設

（イ）学習機会の提供

学習機会の提供は、人権の大切さに気付き、更に主体的に取組を深めたいと思う市民に対し、人権についての理解を深めるための様々な機会を提供するものであり、人権感覚を磨き、人権問題解決のための力を培うものとして重要である。

これまでに、各種の講座や講演会、人権にゆかりのある名所旧跡でのフィールドワーク^{*}など、多種多様な方法で行っており、既に市民の間に定着している事業もある。

学習機会の提供における課題としては、啓発テーマの偏りや参加者層の固定化傾向、市民のより積極的な参加意識の高揚などが挙げられる。

学習機会の提供では、市民の関心をひきつけるテーマの設定や、人権の大切さが実感できるための様々な工夫、また、市民自らが人権尊重のまちづくりのために行動するという更なるステップへ結び付けるという視点でのより効果的な手法を検討する。

a 身近な場における啓発活動の充実

人権が市民一人一人の日常的なものであるということを実感するためには、啓発が市民の日常に近い場所や内容で行われることが有効であると考えられる。

これまでも、区民ぐるみ組織^{*}を中心とした取組など、より地域に密着

した形で啓発事業を推進しているが、地域の実情に応じたきめ細かな取組を行うという観点からも、今後一層、区役所・支所をはじめとする市民により身近な場所における啓発活動の充実を図る。そのため区役所と各関係部局との効果的、効率的な連携や役割分担を図りながら積極的に取組を推進する。

また、地域における人権啓発の指導者を育て、支援していくことは、人権尊重のまちづくりの輪を大きく広げることにつながることから、今後も一層の充実を図る。

具体的な取組項目

- ◆区役所・支所等における啓発事業の一層の充実
- ◆地域における人権啓発リーダーの養成、活用の充実

b 交流事業の推進と参加・体験型事業の充実

人と人との交流は、他者の存在を理解し認め合う心を育み、豊かな人間関係に基づく地域社会の基礎となるものであり、人と人との関係が希薄化する現代社会にあって極めて重要なものである。

人権施策において、人権問題を抱える当事者と積極的に交流することで、人権に関する一段と深い理解や人権問題に対する共感が得られると考えられることから、交流事業を効果的な啓発手法の一つとして積極的に推進する。

また、NPO等で試みられている先進的な取組なども参考にしながら、ロールプレイング^{*}などのワークショップ形式の事業をはじめとした参加・体験型啓発事業の充実に努める。

具体的な取組項目

- ◆障害のある人、高齢者、外国籍市民等との交流事業の推進
- ◆ワークショップ形式などの参加・体験型事業の充実

(ウ) 市民の自主的な取組の支援

人権尊重のまちづくりは、市民一人一人が自らのこととして考え、担わなければ達成できない。人権尊重のまちづくりのために市民自らが行う人権啓発活動への支援は、市民の間に人権尊重が文化として根付き、発展していくために不可欠であり、人権尊重のまちづくりへの市民参加、市民による自治の活性化の基礎となるものである。

これまで、地域における啓発事業に区民が参加する区民ぐるみ組織の活動をはじめとして、様々な取組を行っているが、区民の一層の自立的な活動の促進、講座等で養成した市民啓発リーダーが自ら指導者となって活躍できる場づくり、行政の支援を離れた自主的に行われる取組に関する情報の把握などの課題が挙げられる。

これらの課題に取り組むとともに、市民の自主性を最大限に尊重し、また、市民の自立性を損なわないように留意しながら、人権啓発に関する市民の自主的な取組に対し、今後一層の支援を行う。

a 市民活動、NPO等への支援の充実

近年の市民参加やNPO活動の発展を踏まえ、更に市民活動等の取組への支援の充実に努める。

また、市民活動が活発になりつつある現在では、むしろ市民の取組に積極的に学ぶという視点をもって、常に市民活動等の動向に注意を払いながら、先進的な取組等に対しても積極的な支援に努める。

なお、市民活動への支援は、市民の自主性、自立性を高めるような方向で行うこととし、支援を行うことが、かえって市民の精神的、経済的な自立を損なうことのないよう留意する。

具体的な取組項目

◆市民、NPO等が行う人権啓発活動への支援の充実

b 企業啓発及び企業における取組への支援

企業は、その企業活動を通じ市民生活と密接にかかわっている。また、公正な採用を含めた人権尊重を基盤とする企業活動、企業内における人権尊重の気風の醸成は、市民から信頼される企業として不可欠であり、人権尊重の取組は企業の社会的責任として、積極的に推進されるべきである。

更に、企業には地域における啓発活動や市民活動との協働など、地域社会の一員として積極的な役割を果たすことも期待されている。

これまでも企業に対する啓発及び企業の自主的な取組に対する支援を行っているが、引き続き、積極的に推進する。

c 大学、研究機関等との連携の強化と若者の活躍の場づくり

京都は歴史都市をはじめ様々な顔を持っているが、大学のまちとしても有名である。特に、最近では、大学と企業、地域との共同による取組が活発である。この京都の特色の一つといえる大学や世界人権問題研究センター^{*}をはじめとする研究機関の集積を、人権啓発においても積極的に活用を図る。

また、大学のまちは若者が集まるまちでもある。将来のまちづくりの担い手である若者が人権尊重のまちづくりを進めるうえで中心的な役割を担っていくためにも、啓発事業等において若者が積極的に参加できる場の創出に努める。

更に、大学には多数の留学生が学んでいるが、例えば、国際化時代における共生という今日的なテーマを考える際には、外国人留学生との交流は欠かせない。若い世代への啓発、また、若者の市民参加という観点からも、大学

生をはじめとする若者との対話や連携の下、効果的な取組を推進し、ひいては人権施策全体の活性化を図る。

具体的な取組項目

- ◆人権啓発に関する大学や研究機関との連携
- ◆（財）世界人権問題研究センターの一層の活用

2 保 障

〔1〕人権の保障について

人権が尊重される社会は、国籍、年齢、性別、障害の有無などに関わらず、すべての人の尊厳が守られ、可能性が発揮できる社会である。しかし、残念ながら現実には、他の人には保障されている人権が十分に保障されず、虐待や差別、また、社会参加の阻害など、人権侵害を受けている人や、人権が侵されやすい状況にある人々が存在している。

これらの人権上の問題の解決のためには「人権教育・啓発」、「人権相談・救済」とともに、ソフト・ハードの両面において、それらの人々の置かれている状況等の改善を図る「人権保障」の取組が必要となる。

人権の保障においては、従来から、女性、子ども、障害者など、各課題の状況に応じ、福祉的な施策を中心として様々な取組を推進してきた。今後の人権保障の推進に当たっては、各課題の社会的な背景やこれまでの成果等を踏まえつつ、時代の変化に応じた的確な取組を推進する。

また、国際化、情報化等の進展に伴って、新たな課題も生じてきていることから、それらについても的確な対応を図っていく。

更に、課題が明らかになっている人々だけではなく、人権が十分に享有できていないことを訴えることができない人々も存在しているということを常に意識し、それらの人々が声を上げやすい仕組みや条件の整備を図っていく。

人権保障についての具体的な施策については、基本的にはそれぞれの各重要課題における分野別計画等の取組に基づき推進するが、全市的な観点として、本計画に示した人権の基本的考え方や、人権施策推進の基本方針等に基づき推進する（各重要課題における人権保障に関する課題や施策の在り方については、第2章に示す）。

3 相談・救済

〔1〕人権相談・救済について

人権尊重の精神が生活に根付くためには、人権を侵害されている人の様々な相談を受け、救済が必要な場合には適切な救済機関による人権救済が受けられるような社会の仕組みが必要となる。女性、子どもをはじめとして、基本的な人権が侵害されやすい各人権課題については、これまでも、国において救済に関わる法制度が整備されつつある。

救済に係る被害者の法的救済や加害者に対する罰則等については、法律に基づくものであることから、基本的には国が法制度を整備する必要があるが、自治体行政には、このような救済に関する制度を円滑に利用できるような相談体制の構築が求められている。

本市では、これまで各人権課題を担当する部局や区役所等において、法律相談をはじめ各種の相談業務を行ってきており、今後も、これらの相談業務を人権にかかわる施策として明確に位置づけ、人権尊重の視点をもって、市民の目線で適切な対応を行っていく。

各人権課題への対応については、国の法制度等の整備と歩調を合わせ、人権課題ごとに関係機関のネットワークの構築が図られつつあるが、今後は、更に、複数の分野にまたがる相談への対応をはじめとして、効果的、効率的に対応できるような体制の構築を図っていく。

また、このような人権相談が有効に機能できるようにするため、国の法整備の状況を十分に検証したうえで、人権救済の仕組みについても検討する。

〔2〕重点項目

ア 人権相談・救済に関する総合的なネットワークの構築

人権問題が複雑化、多様化する現在では、一つの相談窓口において相談者の抱える問題が解決するとは限らず、複数の機関の連携が必要になる場合がある。また、各相談窓口において受け付けた相談の中で、他の適切な相談・救済機関の対応が必要な場合には、円滑につながるような仕組みが必要となる。

相談・救済機関の連携は、いくつかの人権課題において既に取り組んでいるが、今後も、人権上の問題や侵害が起こった場合にきめ細かい対応を行うためには、総合性と専門性の双方が必要となってくる。

このようなことから、市の各種の相談・救済機関をはじめとして、国、京都府など他の行政機関や弁護士会、司法書士会などの関連機関、NPO等との広範な連携の下、相談・救済に関する総合的なネットワークの構築を図る。

具体的な取組項目

◆人権相談・救済ネットワーク（仮称）の構築

イ 相談機関等の周知

人権上の問題が起こった場合に、市民はまずどこに相談すればよいかという問題に直面するため、市民が抱えている問題について最も適切な機関に相談できるよう、相談機関、窓口について十分な周知を図る。

また、国、京都府、京都市、NPO等の実施主体の垣根を越えて周知や連携に努め、どの機関、団体に行っても適切に相談、救済につながる仕組みづくりを行う。

具体的な取組項目

- ◆相談・救済に関する機関や制度をまとめた相談マップ(仮称)の作成・普及

ウ 教育・啓発との連携

人権上の問題についてどこに相談すればよいかを知っている人、また、自分の抱えている問題が、人権上の問題であることを知っている人が身近にいることは、市民にとって非常に心強い。人権上の問題について、相談・救済機関までの確につなぐことのできる市民を多く養成することが、相談や救済制度を市民に身近なものにする有力な手段であると考えられる。

市民向けの啓発や啓発リーダーの養成講座等において、ネットワークの機能を中心に、人権侵害の現状や相談、救済制度等の知識、更には、プライバシーの保護について、市民が研修できる機会を設ける。

具体的な取組項目

- ◆人権相談や人権侵害への対応に関する市民への周知の充実
- ◆人権啓発リーダー養成講座等における人権相談・救済の内容についての研修

エ 信頼性の向上

市民から相談を受けた場合に、縦割り組織の弊害として、いわゆる「たらい回し」が問題になることがある。

総合的なネットワークを構築し、各種機関相互の有機的な連携を図ることにより、たらい回しをなくすよう取組を進める。

また、迅速、丁寧な対応はもちろんのことであるが、プライバシーの侵害、相談先における二次被害などを起こしてはならない。市民の信頼



を得るためには、窓口となる職員の資質の向上が不可欠であることから、相談・救済機関に従事する職員の研修の充実を図る。

更に、各種機関を利用した結果、市民にとって納得のいくものであったかというフォローアップを可能な限り行うことが、信頼性の向上にとって有効であると考えられることから、相談者のプライバシー保護等に配慮しつつ、フォローアップ方策の研究を行う。

具体的な取組項目

- ◆人権相談・救済機関に従事する職員研修の充実
- ◆相談・救済に係るフォローアップ方策の研究

オ 情報収集及び提供の充実

市民生活全体として今どのような人権上の問題が起こっているのかということについては、個々の相談機関だけで十分に把握できるものではない。時代と共に変化する人権問題に的確に対応するためには、様々な人権課題において発生している問題とそれに対する対応についての幅広い情報の収集が不可欠であることから、ネットワークを活用して情報を共有し、相談・救済機関全体としてのレベルアップを図る。

